

地域医療支援病院について

1. 趣旨及び主な役割

(1) 趣旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

(2) 主な役割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

2. 主な承認要件

- ・ 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人等
- ・ 紹介患者中心の医療を提供していること（①～③のいずれかを満たしていること）
 - ① 紹介率 80%以上（紹介率が 65%以上 80%未満かつ逆紹介率 40%未満の医療機関にあって、承認後 2 年間で当該紹介率が 80%を達成することが見込まれる場合を含む。）
 - ② 紹介率が 65%以上、かつ、逆紹介率が 40%以上
 - ③ 紹介率が 50%以上、かつ、逆紹介率が 70%以上
- ・ 救急医療を提供する能力を有すること（①～②のいずれかを満たしていること）
 - ① 救急搬送患者数／救急医療圏人口×1,000 が 2 以上
 - ② 年間救急搬送患者の受入数が 1,000 件以上
- ・ 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- ・ 地域医療従事者に対する教育を行っていること
 - ① 地域の医療従事者に対する研修を年 12 回以上主催
- ・ 原則として 200 床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

3. 県内の承認済病院（平成 27 年 12 月現在） 合計 31 病院（神戸圏域で 10 病院）

- ・ 兵庫県立淡路医療センター（平成 13 年 10 月 22 日承認）
- ・ 神戸赤十字病院（平成 19 年 3 月 27 日承認）
- ・ 明石医療センター（平成 21 年 3 月 18 日承認）
- ・ 神戸市立医療センター中央市民病院（平成 21 年 12 月 16 日承認）
- ・ 兵庫県立こども病院（平成 21 年 12 月 16 日承認）
- ・ 兵庫県立西宮病院（平成 21 年 12 月 16 日承認）
- ・ 関西労災病院（平成 21 年 12 月 16 日承認）
- ・ 兵庫県立加古川医療センター（平成 23 年 3 月 1 日承認）
- ・ 加古川西市民病院（平成 23 年 3 月 1 日承認）
- ・ 兵庫県立姫路循環器病センター（平成 23 年 3 月 1 日承認）

- ・ 神鋼記念病院(平成 23 年 11 月 9 日承認)
- ・ 神戸中央病院(平成 23 年 11 月 9 日承認)
- ・ 市立伊丹病院(平成 23 年 11 月 9 日承認)
- ・ 近畿中央病院(平成 23 年 11 月 9 日承認)
- ・ 西脇市立西脇病院(平成 23 年 11 月 9 日承認)
- ・ 神戸医療センター(平成 24 年 11 月 14 日承認)
- ・ 三田市民病院(平成 24 年 11 月 14 日承認)
- ・ 姫路赤十字病院(平成 24 年 11 月 14 日承認)
- ・ 姫路医療センター(平成 24 年 11 月 14 日承認)
- ・ 公立八鹿病院(平成 24 年 11 月 14 日承認)
- ・ 神戸労災病院(平成 25 年 11 月 12 日承認)
- ・ 西神戸医療センター(平成 25 年 11 月 12 日承認)
- ・ 神戸市立医療センター西市民病院(平成 25 年 11 月 12 日承認)
- ・ 宝塚市民病院(平成 25 年 11 月 12 日承認)
- ・ 明石市立市民病院(平成 25 年 11 月 12 日承認)
- ・ 加古川東市民病院(平成 25 年 11 月 12 日承認)
- ・ 市立川西病院(平成 26 年 12 月 24 日承認)
- ・ 赤穂市民病院(平成 26 年 12 月 24 日承認)
- ・ 北播磨総合医療センター(平成 27 年 6 月 26 日承認)
- ・ 兵庫県立尼崎総合医療センター(平成 27 年 7 月 1 日承認)
- ・ 神戸掖済会病院(平成 27 年 12 月 25 日承認)

4. 承認を受けている病院（平成 24 年 11 月現在） 全国で 439 病院

地域医療支援病院の承認要件の改正について

	旧基準	新基準 (H26.4.1～)
紹介率	<p>【基準値】 ①紹介率：<u>80%を上回っていること</u> 又は ②紹介率：<u>60%を上回り、かつ逆紹介率：30%を上回ること</u> 又は ③紹介率：<u>40%を上回り、かつ逆紹介率：60%を上回ること</u></p> <p>【算定式】 分子に救急患者を含む ・紹介率 = (紹介患者数 + 救急患者数) / 初診患者数 ・逆紹介率 = 逆紹介患者数 / 初診患者数</p>	<p>【基準値】 ①紹介率：<u>80%以上</u> 又は ②紹介率：<u>65%以上</u>かつ逆紹介率：<u>40%以上</u> 又は ③紹介率：<u>50%以上</u>かつ逆紹介率：<u>70%以上</u></p> <p>【算定式】 分子に救急患者を含まない ・紹介率 = 紹介患者数 / 初診患者数 ・逆紹介率 = 逆紹介患者数 / 初診患者数</p>
	<p>①に関して、紹介率が <u>60%以上</u>であるが②の要件に該当しない場合であっても、承認後2年間で80%を達成することが見込まれる場合は、年次計画の提出を求めた上で、承認しても差し支えない (業務報告も同じ)</p>	<p>①に関して、紹介率が <u>65%以上</u>であるが②の要件に該当しない場合であっても、承認後2年間で80%を達成することが見込まれる場合は、年次計画の提出を求めた上で、承認しても差し支えない (業務報告も同じ)</p>
救急搬送患者の受入れ	—	<p>① <u>救急搬送患者数 / 救急医療圏人口 × 1,000 ≥ 2</u> 又は ② <u>当該医療機関における年間の救急搬送患者数の受入数 ≥ 1,000</u></p>
研修実績	—	地域の医療従事者に対する <u>研修を年12回以上</u> 主催すること

地域医療支援病院名称承認に至るまでの事務手続の手順

